

特定非営利活動法人POSSE 賃金規定

(目的)

第1条 この規則は、就業規則第24条の規定により職員の賃金について定めたものである。

(賃金の種類)

第2条 賃金の種類は次のとおりとする。

基本給

通勤手当

時間外手当

休日労働手当

深夜手当

(基本給)

第3条 基本給は、職種及び職務の責任度を考慮して各人ごとに定める。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用する者に対し、月額15,000円を限度としてその額を支給する。

(時間外手当、休日労働手当)

第5条 時間外手当、休日労働手当は、時間外又は休日労働させた場合に、その勤務1時間について、次により算出した額を支給する。

時間外手当

(基本給 / 1 か月所定労働時間数) × 1.25

休日労働手当

(基本給 / 1 か月所定労働時間数) × 1.35

(深夜手当)

第6条 深夜手当は、年後10時から午前5時までの間に勤務した場合に、その勤務1時間につき、次により算出した額を支給する。ただし、時間外労働が深夜に及んだ場合は、5割増とする。

(基準内賃金 / 1 か月所定労働時間数) × 0.25

(賃金締切日及び支払日)

第7条 末日締めとし、基本給を当月末日、その他の賃金を翌月末日に支払うものとする。

第8条 月給者を月の途中で雇い入れた場合は、その月の賃金は日割計算によって前条所定日にこれを支払う。

第9条 賃金の支給にあたり、時間割計算の必要が生じたときは、次の方法による。

基準内賃金／（年間所定労働時間／12）＝時間割額

第10条 組合の都合により臨時に休業した場合も10割賃金を支払う。

（昇給）

第11条 昇給は組合活動の進展、各人の能力、勤務成績その他を勘案して、行うものとする。

付 則

この規定は、2022年6月25日から実施する。